

意見募集案件	ディスポーターの取り扱いについて(案)
担当課	水道部下水道課 電話 011-372-3311 内 882

意見募集期間	平成 28 年 6 月 15 日(水)から平成 28 年 7 月 15 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(水道部下水道課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 6 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	水道部下水道課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-376-9147 電子メールアドレス: gesui@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 28 年 8 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 北広島市でのディスポーター(流し台の下に取り付ける生ごみを粉碎する機械)の取り扱いについて定めるものです。  (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) ディスポーターについては、設置を許可しないことといたします。 詳細については、別添資料のとおり  (3) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 別添資料に記載
対象となる政策等 の原案	別添資料のとおり
その他	条例制定の予定